

東京都特別養護老人ホーム等施設整備等のあり方に関する検討委員会  
スケジュール

	開催月日	検討内容
第1回	平成22年11月9日	特別養護老人ホームの施設基準の検討
第2回	平成22年11月19日	
第3回	平成22年12月15日	
第4回	平成23年1月	多床室の整備のあり方
第5回	平成23年2月	
第6回	平成23年3月	
第7回	平成23年4月	特別養護老人ホームにおけるケアのあり方
第8回	平成23年5月	
第9回	平成23年6月	
第10回	平成23年7月	
第11回	平成23年8月	
第12回	平成23年9月	

(第4回以降については、すべて予定事項)

## 【地域主権改革のあゆみ】

- 平成 18 年 12 月 15 日  
「地方分権改革推進法」の公布
  - 平成 21 年 10 月 7 日  
「地方分権改革推進委員会」による第3次勧告の提出
  - 平成 21 年 11 月  
内閣総理大臣を議長とする「地域主権戦略会議」の設置
  - 平成 21 年 12 月 15 日  
地方分権改革推進法に基づき、分権に必要な法制上の措置などを定めた  
「地方分権改革推進計画」が閣議決定
  - 平成 22 年 3 月  
第一次地域主権改革一括法案を国会上程（参議院で可決→衆議院継続審議中）
    - ① 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案  
（地域主権推進一括法案）
      - ・ 戦略会議を法的に位置づける内閣府設置法の一部改正
      - ・ 41 の法律の義務付け枠付けを見直す関係法令の一部改正  
（児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、  
認定こども園法を含む）
    - ② 国と地方の協議の場に関する法律案
- ※改正地方自治法案と併せ「地域主権改革関連3法案」として国会審議
- 平成 22 年 6 月 22 日  
「地域主権戦略大綱」の閣議決定  
義務付け枠付けの見直し、基礎自治体（市町村）への権限委譲、  
計画等の策定及びその手続きの見直し 等
- 平成 22 年 11 月 2 日  
全国知事会・地方分権推進特別委員会で福祉施設などの最低基準の見直しのため、  
国に構造改革特区を共同提案することを決定。
- 平成 23 年 4 月（予定）  
地域主権推進一括法案の施行  
都道府県の条例等に基づいた施設基準が適用  
（ただし、施設設置基準等の見直しについては、施行日から1年を超えない  
範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を  
条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり）

【条例の考え方】

1 地域主権推進一括法案での扱い

地方主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案では、都道府県の条例に委任する各関係法の条文について、以下の類型に分別している。

1	従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
2	標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
3	参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

2 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）についての条例委任について  
（厚生労働省の対応）

従うべき基準	①人員配置基準 ②居室の床面積 ③人権に直結する運営基準 （サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否の禁止、身体拘束の禁止、秘密保持等）
--------	--

その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。  
（※「標準」については、該当なし）

3 「参酌すべき基準」についての事務局での分類

都独自基準の検討の必要性という視点から次の3つに分類しました。

- ア → 検討の必要（余地）がない。
- イ → 今後検討が必要だが、現在は基準に代わる案はない。
- ウ → 案や懸案事項の具体的内容を記述。

「要検討基準」  
としてまとめて  
います。